

2020年3月12日

会員各位

「英文契約法律実務相談室」(4月)のお知らせ

春暖の候、会員の皆様には益々ご清祥のことと存じます。
さて、法律英語のより一層のご理解、ならびにドラフティングをめぐる疑問点等の解消に資するため常設している法律相談室は、会員の皆様にご好評ご利用いただいております。次回は下記の要領で開催致しますので、お知らせいたします。
ご質問に対して、法律英語のプロフェッションのお立場から、専門弁護士が直接ご回答くださる格好の機会です。日常の業務にお役立ていただければ幸甚です。

※すでにお知らせ済みですが、3/11の相談室は新型コロナウイルス問題対応のため、他の会合同様、開催を中止させて頂きましたが、新型コロナウイルス問題の沈静化を祈るばかりです。

記

日 時 2020年4月15日(水) 午後3時~4時
場 所 国際商事法研究所会議室
東京都中央区八丁堀3-25-10 (JR八丁堀ビル3階)
ご担当 弁護士 長谷川俊明先生
相談枠 申込順2社まで(1社につき30分以内)
相談料 無料

(予約申込) 4/13 午後3時までに事務局へ e-mail (iblmember@ibltokyo.jp) で申込みの予約をして下さい。(申込順2社になり次第締切り)

(相談方法) 当日、長谷川弁護士に直接ご相談していただきます。

- (ご注意) ①相談は申込順2社まで、相談時間は1社30分以内とします。
②相談事項は1社につき1案件とします。
③相談は英文契約の領域に限定し、ドラフティング等の作成依頼は取扱いません。
④受付採否の結果は、受付締切り日までにお知らせいたします。
⑤申込みの受付が確定した方の当日のキャンセルはお断りいたします。

※個人情報の取扱い

相談内容等の個人情報は、当相談室の目的以外には使用致しません。